

「集落営農組織の設立等が地域農業、農地
利用集積等に与える影響に関する分析
（20 年度研究成果報告）」

吉田 行郷

新たに導入された水田・畑作経営所得安定対策の下、各地域で集落営農組織の設立等が地域農業や農地の利用集積等にどのような影響を生じさせるかについて継続的に把握・検証し、今後の地域農業の発展の方向性と農業構造の変化を予測するための研究を19年度より3年間の予定で実施しているが、本研究会では、77の集落営農組織と30人の認定農業者を対象として実施した2年目の調査・分析の成果について紹介する。

まず、平成20年度においては、19年度から連続して調査を行った集落営農組織が67あることから、これらの組織について、2年間の経営の安定化・発展の状況を分析した。

まず、集落営農組織の組織としての歴史の長さの違いにより、経営の安定化・改善のための取り組みが異なると考えられることから、集落営農組織の立ち上げ前の状態別に、集落営農組織67の19年度以降の経営の安定化・発展の状況を、5つの指標により把握した。全体では、いずれかの指標で進展が見られた組織の割合が73%となっている。集落営農組織としての歴史が長いほど、この割合が高い。また、「前身組織なしで立ち上げられた組織」では、「機械の共同利用の増加」と「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高いのに対して、「すでに集落営農として経営実態のあった組織」では、「複合部門・多角部門の導入・拡大」と「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高い。このように、集落営農組織が組織としての一体性を強めていくのに応じて、次第にその

経営改善の力点が変化している。

続いて、類型毎に進展のあった指標の違いを見ると、「担い手主体型」と「全戸共同型」では、割合の高い指標の順位は変わらず、明確な方向性の違いは見られない。これに対して、運営目的別では、それぞれの組織の運営目的に沿った形で経営の安定化・発展が見られる組織が多くなっている。

さらに、経営の安定化・発展の方向性については、地域性も大きく影響している。中山間地域の組織では、平地農業地域の組織に比べて農地の維持を目的とした組織が多く、経営所得安定対策だけでなく、中山間直払や農地・水・環境保全向上対策にも取り組んでいる。他方、経営の発展の一つの方向である経営の複合部門、多角部門の導入においても、組織の運営目的や組織の営農を担う者の違いによって取組状況に差が生じているほか、地域性による違いも確認された。

法人化については、所得増型よりも、農地維持型の方が、法人化している組織の割合が高かった。特に、農地維持型で、かつ担い手主体型の組織で、法人化した組織の割合が最も高くなっている。この背景としては、中心となる担い手の人数が絞られていて合意が得られやすく、目的が「農地の維持・保全」なので、地域の地権者からの合意を得られやすいといった理由が考えられる。ただし、この点については、今後さらに検証が必要である。

本調査対象77組織のうち、54組織が経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられたばかりの組織であるにもかかわらず、同対策導入の1年後に、早くも、全部で調査対象組織の3分の1が、現行組織の再編を視野に入れたり、すでに再編に着手している。今後、時間を経るにつれて、こうした再編の動きはさらに具体化すると見込まれる。